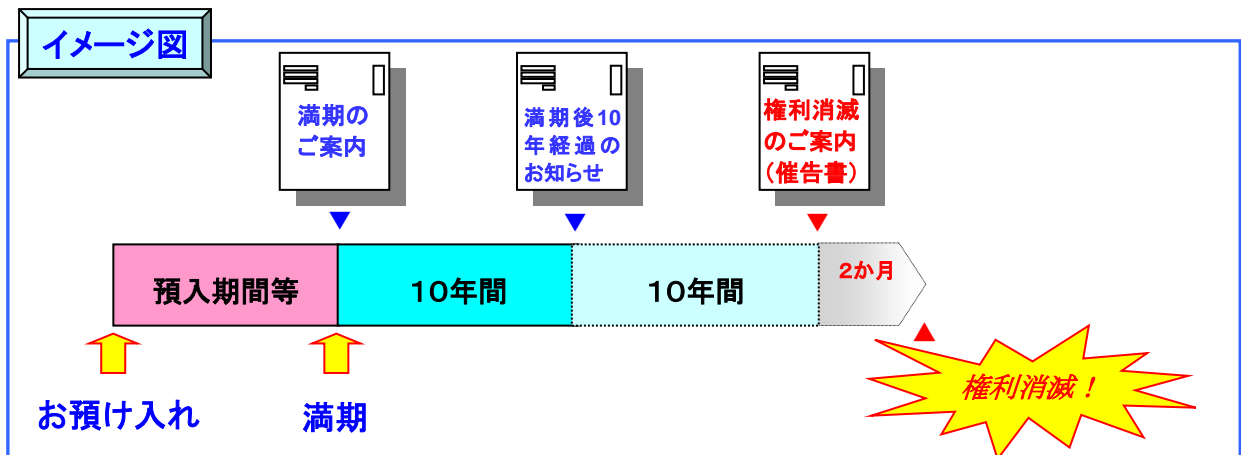


満期を経過した郵便貯金の払戻手続に関するお知らせ

- 1 満期を経過した郵便貯金のお取扱いについて、次のとおりお知らせいたします。
- ① 当機構が管理しております平成 19 年 9 月 30 日までに預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等の郵便貯金については、全て満期となっておりますので、**お早めに払戻しの手続**をしていただきますようお願いいたします。
 - ② 満期後 10 年間、**払戻しのご請求等**がない場合には、満期後 10 年を経過する際に、「満期日経過のご案内」を送付いたします。
 - ③ **満期後 20 年を経過**してもなお、払戻しのご請求等がない場合には、「権利消滅のご案内(催告書)」を送付いたします。
 - ④ **その後 2 か月経っても**払戻しのご請求等がない場合には、**郵便貯金法の規定により、その郵便貯金の権利は消滅**いたします。



【参考 1：郵便貯金が満期となる時期】

郵便貯金の種類	満期となる時期
積立郵便貯金	据置期間（積立期間）が経過したとき
定額郵便貯金	預入の日から起算して 10 年が経過したとき
定期郵便貯金	預入期間が経過したとき (自動継続扱いのものは、民営化後に到来する継続日)
住宅積立郵便貯金	据置期間（預入期間）の経過後 2 年が経過したとき
教育積立郵便貯金	据置期間（預入期間）の経過後 4 年が経過したとき

【参考2：払戻しのご請求等の内容】

- ア 郵便貯金通帳・郵便貯金証書の再交付にかかる請求
- イ 印章の変更の届出
- ウ 氏名の変更又は住所の移転の届出
- エ 郵便貯金の現在高の確認のご請求
- オ 相続等による名義書換のご請求
- カ 当機構の求めによる通帳又は貯金証書の提出

2 払戻しの手続は、郵便貯金通帳又は郵便貯金証書、お届け印及びご本人であることを確認できる運転免許証・マイナンバーカードなどの証明書類をご持参の上、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口でお願いいたします。